

1 事業の目的

竜之口わかばこども園（以下「当園」といいます。）は、認定こども園として、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

2 教育・保育理念

『なりたい自分がみんなの力になる』

3 こども園運営方針

- (1) 当園は、良質かつ適切な内容及び水準の教育及び保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために必要な環境が等しく確保されることを目指す。
- (2) 当園は、登園を利用する子ども（以下「園児」という。）の意思及び人格を尊重し、常に園児の立場に立って教育及び保育を提供する。
- (3) 当園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、岡山県、岡山市、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- (4) 当園は、就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）岡山市幼保連携型認定こども園の学級編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例岡山市児童福祉施設の説簿及び運営に関する基準を定める条例（平成26年市条例第120号。以下「最低基準条例」という。）、岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年岡山市条例122号。以下「運営基準条例」という。）その他関係法令・通知等を遵守し、運営を行うものとする。
- (5) 当園は、常に教育及び保育の質の向上に努めるため、研修などに積極的に取り組む。

4 目指す園の姿

『みんなで育み、みんなで育つこども園の創造』

大切な乳幼児期をゆったりと穏やかな環境で、のびのびと過ごし、笑顔と愛情をしっかりと与えることを大切に、子どもが頼りたい時はその思いを支え、見守っていて欲しいときはその思いを尊重し、子どもの希望を十分に叶えてあげたいと思います。その中で、『こんな力を身に付けて欲しいな』などを、お手本となって伝えていきたいと思っています。

また、当園では、『待つこと』を大切にします。『待つこと』は、相手を信じること、心にゆとりを持つこと、相手を支えてあげること。子どもや職員に対し、結果を急ぐのではなく『待つこと』を大切にしたいと考えています。

5 教育・保育方針

- (1) 家庭と連携を密に図り、一人一人の発達の違いを意識し基本的な生活習慣が身につくように教育・保育を行なう。
- (2) 卒園後以降の生活を意識しながら、落ち着いた環境の中で遊び中心の教育・保育を通して、発想力豊かで最後まで諦めずに取り組める子どもを育てる。
- (3) 子どもが出来たことをしっかりと褒め、子どもの『自己肯定感』『自尊心』『創造性』『主体性』『協働性』などを育む教育・保育をする。
- (4) 友達・保育者・地域の方・生物・自然などとの関わりを通して自分だけでなく、他者や自然などに対する慈しみの心を育てる教育・保育をする。

- (5) 障害の有無に関わらず皆で教育・保育活動をする。
- (6) 安全管理・危機管理の意識を常に持ち、子ども及び職員の安全を守り教育・保育する。
- (7) 清潔で明るい環境の中で教育・保育する。
- (8) 常に「こどもまんなか」を意識し、子どもの視点、声を大切に教育・保育する。

6 めざす子どもの姿

『自分の得意をいかして、かがやく子ども』

- ① 興味関心を探し楽しむ姿・・・「興味関心を深める」
- ② 好きなことを深めていく姿・・・「探求心」
- ③ ありのままの自分を表現する姿・・・「自己肯定感を高める」

7 事業者の概要

事業者の名称	社会福祉法人 岡山幸風会
代表者氏名	理事長 高山 学
法人の所在地	岡山市中区国府市場721-2
法人の連絡先	電話番号 086-279-4318 FAX番号 086-279-4317 Eメール info@tatsunokuchi.ed.jp

8 竜之口わかばこども園の概要

名称	竜之口わかばこども園
所在地	岡山市中区国府市場720-1
認可年月日	令和6年4月1日
連絡先	電話番号 086-279-1515 FAX番号 086-279-0303
園長氏名	高山 裕司
利用定員	<1号認定> 3・4・5歳児（満3歳児含む） 10名 <2号認定> 満3歳以上～就学前の子ども 36名 <3号認定> 満1歳以上～満3歳未満の子ども 18名 満1歳未満の子ども 6名 （保育対象年齢 5か月から就学前まで）
クラス編成	0歳…ひよこ組、1歳…りす組、2歳…うさぎ組 3歳…らっこ組、4歳…いるか組、5歳…くじら組
実施する事業	延長保育事業、一時預かり事業、園庭開放 （幼稚園型・一般型）
嘱託医	内科 旭竜クリニック 医師 菅原 茂昭 竹水堂薬局 薬剤師 森 雅子 歯科 おまち子ども歯科医院 歯科医 假谷 直之

※1号定員については、認可変更申請中。

9 開所日・開所時間及び休所日

【1号認定子ども】

開所日	月曜日から金曜日	
教育標準時間	午前8時30分から午後1時00分（4時間30分）	
預かり保育	午前7時00分から午前8時30分 午後1時00分から午後6時00分 午後6時以降	預かり保育料 1,000円/1日 上限 11,300円/月 午後6時以降 400円/時間
休所日	土曜日・日曜日・祝日、年末年始 （12月29日から1月3日） 夏季休業 8月1日から8月31日 冬季休業 12月25日から1月6日 春季休業 3月25日から3月31日	長期休暇期間中（1日） （7:00～18:00） 1,000円（おやつ代含む、給食費は別途）

※預かり保育料の1日上限は、1,000円。ただし、午後6時以降は表記の通り。

【2・3号認定子ども】

開所日	月曜日から土曜日まで	
開所時間	午前7時00分から午後7時00分（延長保育含む）	
	保育標準時間 〔延長保育時間〕	午前7時00分から午後6時00分 〔午後6時00分から午後7時00分〕
	保育短時間 〔延長保育時間〕	午前8時30分から午後4時30分 〔午前7時00分から午前8時30分 午後4時30分から午後7時00分〕
休所日	日曜日、国民の祝日、休日、年末年始（12月29日から1月3日）	

※土曜日は、延長保育はありません。

※土曜日及びお盆、年末年始の前後など長期休暇が想定される時期は出席の確認させていただきます。

※令和8年度慣らし保育について

慣らし保育の期間を以下の通り設けますので遵守くださいますようお願いいたします。ただし、子どもの様子によって期間が延長することがあります。

<1号子ども>

- ・登園日1日目から6日目 9:00～10:30
- 7日目から12日目 9:00～12:00
- 13日目から通常保育開始

<2・3号子ども>

- ・登園日1日目から3日目 9:00～10:00
- ・4日目から6日目 9:00～10:30
- ・7日目から11日目 9:00～12:00
- ・12日から15日目 9:00～15:00
- ・16日目から 通常保育及び延長保育開始

※慣らし保育期間中、および4月は土曜日の家庭保育へのご協力をお願いします。

※お子様の状態により、慣らし保育期間は長くなる場合があります。

10 施設・設備の概要

敷地	1740㎡
建物	鉄筋コンクリート造 平屋建て 延べ床面積564.25㎡
施設の内容	保育室6室 187.31㎡, 遊戯室 121.61㎡, 調理室等 57.75㎡, 沐浴室・便所 11.00㎡, 幼児便所2カ所 38.5㎡, 園庭 463.10㎡
設備の種類	冷暖房, 床暖房(0, 1歳), 扇風機

11 職員体制(令和8年4月1日予定)

職名	人数	職名	人数
園長	1名	用務員	1名
保育教諭	15名	嘱託医	1名(非常勤)
子育て支援員	1名	嘱託歯科医	1名(非常勤)
栄養士	1名	園薬剤師	1名(非常勤)
調理員	2名		

※ 当園は、「岡山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例」に定める職員配置基準を遵守するため、利用定員を超過して園児を受け入れる場合等においても、上記に定める員数のほか、必要に応じて職員を配置することとしています。

12 提供する教育・保育の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び当園が定める教育保育課程に基づき、以下の保育その他便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育の提供

9に記載する時間において保育を提供します。

(2) 預かり保育(一時預かり事業)の提供

9に記載する時間において一時預かり事業を提供します。

(3) 一般型一時預かり事業

月曜日から金曜日 午前9時～午後5時

(4) 延長保育事業の提供

延長保育に関しましては、本紙9、20および26をご確認ください。

(5) 給食

児童の年齢により下記のとおり食事の提供を行います。

1号認定	主食費 1,800円/月 副食費 4,200円/月
2号認定	主食費 1,800円/月 副食費 5,000円/月 (3歳児クラス以上)

・保護者の方へは、毎月月末に翌月の献立表をコミュなびで配信します。

・毎日、給食を掲示する予定としていきますのでご覧ください。

・使用する食材の中でアレルギーなどで食べられないものがありましたら、事前に御連絡ください。御相談の上、給食食物アレルギー対応マニュアルを参考に除去するなどの対応をいたします。(例) 卵・牛乳など

※病院受診等で遅れて登園する場合、配膳に間に合う時間は下記の通りです。

・ひよこ組・りす組・うさぎ組 11時15分まで

・らっこ組、いるか組、くじら組 11時45分まで

上記以降遅れて登園される場合は、食事を済ませてから登園してください。

13 教育・保育の質の向上を図るための特定負担額

項目	金額		
	1号	2号	3号
施設助成費	500円/月	500円/月	500円/月

※給食の安全で確実な提供並びに食育活動の充実を目的とし、給食室の職員体制を公定価格に含まれる人数（2人）以上とするため。

14 年間行事予定（R8年度）

月	行事内容
4月	◇入園進級おめでとう会
5月	春の交通安全教室
6月	内科検診 ・ 歯科検診 ・ 尿検査（1・2号認定）
7月	
8月	
9月	
10月	◇スポーツフェスティバル(全クラス) 秋の交通安全教室 ・ わかばまつり
11月	
12月	
1月	内科検診
2月	新入園児健康診断 ・ 竜之口小学校体験入学（5歳児）
3月	◇『キラ☆キラわかばショー～探求おひろめ会～』（3・4・5歳児） くじら組さんを送る会 ◇『卒園パーティー～卒園証書授与式～』（5歳児） ・ 交通安全教室
◎毎月の行事： 身体測定・避難訓練・◇保育参加（6月～3月）	

◇印：保護者参加行事

- ・ 保育参加は各家庭2回まで参加して頂けます。保育参加の1日は、懇談を実施します。
- ・ 保育参加に祖父母の方が参加されたい場合も申し込みをお願いします。祖父母の方に限り、給食のみの参加も可能です。
- ・ 保育参加は、保育室環境、子どもの保育環境の都合上、お子さま1人に対して1人の人数制限を設けています。ご理解、ご協力をお願いします。
- ・ スポーツフェスティバルは、2026年10月26日（月）の日程で岡山ドームにて開催予定としています。
※親子でスポーツを楽しむことを目的として開催します。
- ・ 『キラ☆キラわかばショー～探求おひろめ会～』 竜之口わかばこども園遊戯室で開催。
※子どもの興味関心、得意を表現できることを目的として開催します。
- ・ 都合により日程及び会場の変更や、中止、追加となる場合があります。

15 服装について

園での服装	
ひよこ組・りす組・うさぎ組	
<ul style="list-style-type: none"> ・動きやすく、着脱のしやすい服装（チュニックのような裾が長い物やスカート付きズボン、ボタン、紐の付いた物は着てこないようにしましょう。）、汚れてもよい服（クレパス、絵の具、泥、カラーペン、給食等の汚れが付くことがあります。） ・肌着はつながっていないもの。 ・ソックスは足首丈のもの。（着脱の練習を行います） 	
らっこ組・いるか組・くじら組（毎身体操服上下で登園しましょう）	
<ul style="list-style-type: none"> ・体操服 ・体操ズボン <p>※水遊びセットを準備していただく時期があります。動きやすく、汚れてもよい服（クレパス、絵の具、泥、カラーペン、給食等の汚れが付くことがあります。）の準備をお願いします。破損や汚れ等の責任は負えませんので予めご了承ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ソックスは自分で着脱できるもの。 	

※全年齢、運動会、発表会などの行事の際には、規定の服装での参加をお願いします。

- ・体操服や帽子への飾り、ワッペンなどの装飾はしないようにしてください。
- ・危険防止のためスパンコール、ビーズ、ボタン、紐、チャック、フード、スカート等がついていない衣服の着用をお願いします。

※経済産業省参照『その服、「カワイイ」だけで選んでませんか？』

- ・靴は、足に合った靴を履きましょう。（光る靴や音の出る靴、紐靴、サンダル、長靴は不可）
- ・カバンにキーホルダーなどは付けないようにしてください。

※防寒着は、フードのない薄手の動きやすいものをお願いします。

※上靴は、園規定のものを購入して下さい。

16 頭髪について

- ・長い髪はゴム（2本まで）でまとめてください。飾りのついたもの、パッチン止めやピン止めは、外れた際に怪我をしたり誤飲をしたりする可能性がありますので園にはしてこないでください。
- ・体操教室の日は、鉄棒などへの巻き込みの危険があるので後ろでゴム1本でまとめてください。
- ・帽子がかぶりにくくなる為、耳より下でまとめてあげてください。
- ・ビニールゴムは、切れやすいので普通のヘアゴムをお願いします。

17 持ち物について

○新年度毎に必要なもの（4月にまとめて集めさせていただきます。ご協力をお願いします。）

品目	クラス	0歳児	1歳児	2歳児	3・4・5歳児
	ぞうきん（新しいもの）		3枚	3枚	3枚

※園用として使用するので名前は書かないで下さい。

※園児1名の個数です。

○園に置いておく物

品目	クラス	0歳児	1歳児	2歳児	3・4・5歳児
園用靴			○	○	○
巻きタオル					○
カップ					○
布パンツ				お子様に合わせて	お子様に合わせて
水筒（ストロータイプ）				○	○
45ℓのポリ袋（取っ手なし）		○	○	○	○
エプロン・バンダナ （袋に入れたもの）					○
通園かばん					○
リュック				○	△
布団		○	○	○	
組色帽子		○	○	○	○
衣服（上・下）		○	○		

※全ての物に、大きくはっきりと名前を書いて下さい。

※誤飲の危険がある為、名前シールや名前ワッペンを使用せず、直接記入をお願いします。

※衣服に記名をする場合には、タグに名前を書いて下さい。

※名前が薄くなったり消えたりした場合には、こども園で記入させていただきます。

※紛失を防ぐために、園で名前を書く場合もあります。

※布パンツの補充が無い場合には、新品の布パンツと交換になります。

※今まで準備していただいていた着替えは、今年度から2・3・4・5歳児は園で準備した衣服の貸し出しに変更になります。

※地震発生時の迅速な避難を優先し、パジャマに着替えず、日常着のまま入眠することに変更します。

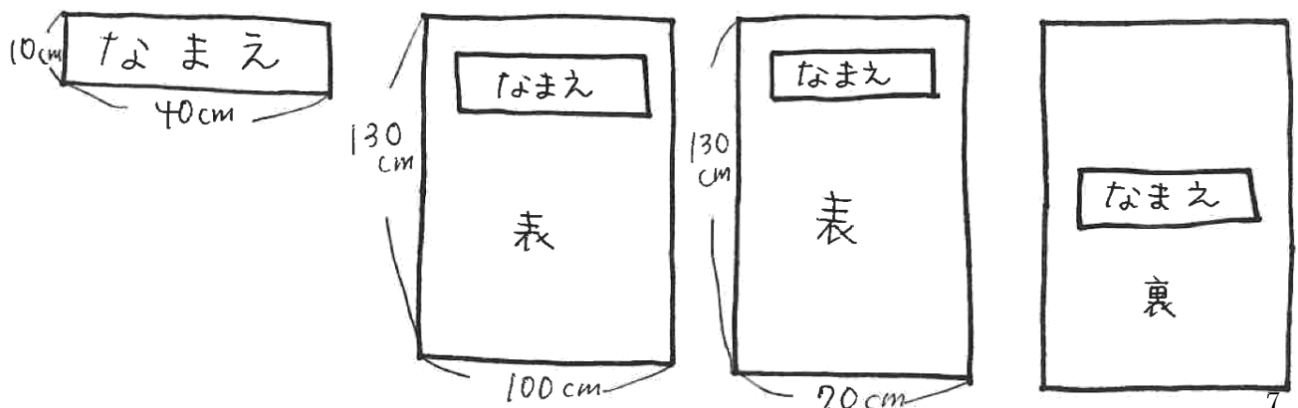
18 午睡について

- ・午睡布団は、週末に持ち帰って、シーツの洗濯・布団の日光消毒をしましょう。月曜日に持って来て、所定の場所に入れてください。
- ・夏季は、タオルケットまたはバスタオルを準備しておいてください。
- ・冬季は、ブランケットを準備しておいて下さい。
- ・3・4・5歳児は午睡がありません。布団の準備は不要です。個別に対応が必要な場合には、ご相談下さい。

<ふとん記名例>

掛け布団・タオルケット

敷き布団



・ **※お布団をご用意下さい。サイズは目安です**

- ・ 遊戯室は走らない
- ・ 車から降りるまで、車に乗るまでは必ず手を繋ぎ、離さない。
- ・ テラスは手を繋いで歩きましょう。
- ・ 門扉を揺らさない、登らない。
- ・ 門扉の鍵は大人が行う。

大切なお子様の命を守るための約束になっています。
駐車場は、徐行運転でお願いします。

20 こども園の一日

時間	3号認定子ども (2歳児)	2号認定子ども (3・4・5歳児)	2号認定子ども (0・1歳児)	1号認定子ども
7:00	○登園 検診 持ち物の整理	○登園 検診 持ち物の整理	○登園 検診 持ち物の整理	
8:30	○自由遊び	○自由遊び	○自由遊び	○登園 検診 持ち物の整理
9:00	○おでかけ	○おでかけ	○おやつ	○おでかけ
9:30	クラス活動	クラス活動	○おでかけ クラス活動	クラス活動
11:15	○給食準備 ○給食	○給食準備 ○給食	○給食準備 ○給食	○給食準備 ○給食
12:30	○午睡準備 ○午睡 ○一日の振り返り	○一日の振り返り	○午睡準備 ○午睡 ○一日の振り返り	○一日の振り返り
13:30				○順次降園
14:45	○目覚め		○目覚め	
15:00	○おやつ	○おやつ	○おやつ	
16:00	○自由遊び ○順次降園	○自由遊び ○順次降園	○自由遊び ○順次降園	
18:00	○延長保育始まり	○延長保育始まり	○延長保育始まり	
19:00	○延長保育終了	○延長保育終了	○延長保育終了	

※18:00～19:00の延長保育（平日のみ）は、別途申し込みが必要です。

※ただし、保育短時間認定児は、次ページ

保育短時間認定児

時間	3号認定子ども (2歳児)	2号認定子ども (3・4・5歳児)	2号認定子ども (0・1歳児)
8:30	○登園 検診 持ち物の整理	○登園 検診 持ち物の整理	○登園 検診 持ち物の整理
	○自由遊び	○自由遊び	○自由遊び
9:00	○おでかけ クラス活動	○おでかけ クラス活動	○おやつ ○おでかけ クラス活動
11:15	○給食準備 ○給食	○給食準備 ○給食	○給食準備 ○給食
12:45	○午睡準備 ○午睡 ○一日の振り返り	○クラス活動 ○一日の振り返り	○午睡準備 ○午睡 ○一日の振り返り
14:45 15:00	○目覚め ○おやつ	○おやつ	○目覚め ○おやつ
16:30 まで	○自由遊び ○順次降園 ○延長保育始まり	○自由遊び ○順次降園 ○延長保育始まり	○自由遊び ○順次降園 ○延長保育始まり
18:00	○延長保育終了	○延長保育終了	○延長保育終了

※朝7:00～8:30と夕方16:30～18:00の延長保育及び18:00～の延長保育（平日のみ）は、別途申し込みが必要です。

2 1 入園手続き、利用の開始及び終了に関する事項、利用にあたっての留意事項

1 当園は、市町村から教育・保育の実施について教育・保育給付認定を受けた1号子どもから当園の利用について申し込みがあったときには、次に掲げる理由がある場合を除き、これに応じる。

- (1) 利用定員に空きがない場合
- (2) 利用定員を上回る利用の申込があった場合
- (3) 当該入園志望者に特別な事情があると認められ、本園の安全な利用に支障を及ぼす恐れがある場合
- (4) その他、当園の利用継続に当たり重大な支障や利用継続困難な理由があるとき

2 1号子どもについて、利用定員を超える入園申込があった場合は、次の方法により選考を行い、園長が入園者を決定する。

- (1) 兄弟姉妹が在園している者は、優先して入園させる。
- (2) 面接等により選考し、入園させる。

3 支援法第19条第2号の子ども（以下「2号こども」という。）及び支援法第19条第3号の子ども（以下「3号子ども」という。）については、支援法第42条の規定により、市町村が行った利用調整により当園の利用が決定されたときには、これに応じる。

4 当園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該子どもの教育・保育給付認定保護者とその内容を確認の上、利用にかかる契約を結ぶものとする。

5 退園又は休園しようとする1号子どもは、教育・保育給付認定保護者が理由を記して園長に願い出るものとする。

6 当園の利用2号子ども及び3号子どもが次のいずれかに該当するときは、保育・教育の提供を終了するものとする。

- (1) 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条の規定に該当せず、市町村が利用を取り消したとき
- (2) 教育・保育給付認定保護者から当園の利用の取り消しの申出があったとき。
- (3) 市町村が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。
- (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

2 2 当園と保護者の連絡について

園からの連絡事項

- ① 当園では、お子様が毎日健康で元気に過ごすために、保護者とこども園が十分にコミュニケーションを取り、協力し合うことが大切であると考えております。当園での状況やご家庭での状況を相互連絡し合うために個人懇談を実施致します。ただし、年長児は就学に向けて園が必要と判断した場合には追加で個人懇談の実施をする場合があります。体温、体調、食事、遊び、覚えたこと、挑戦していること、失敗したこと、排便状況など、お子様のご家庭での様子もできるだけ詳しくお知らせ下さい。また、登降園の際にも必要に応じてお知らせ下さい。
- ② 毎月1回、園だよりを発行します。行事や連絡事項、注意事項などをお知らせします。
- ③ 掲示物でも連絡事項をお知らせします。送迎の際には注意して見てください。
- ④ 次の様な体調の変化があるときはお知らせいたします。お迎えをお願いします。
 - (ア) 発熱（目安は38℃以上ですが、子どもの健康状態により判断します。熱性けいれんの有る場合37.5℃。）
 - (イ) 嘔吐（1回）、下痢（2回）
 - (ウ) 顔色が悪い、ぐったりしている
 - (エ) 発疹、感染症の疑いがある など上記を目安とし、総合的に判断して連絡いたします。

次の場合はこども園に必ずご連絡ください。

- ① 欠席や登園時間が遅れるときは、朝9時までに連絡してください
- ② 認定時間内にお迎えに来られないとき。（延長保育になるとき）
- ③ 送迎者が父親、母親以外になるとき。
（記名のある方でも初めて来られる際は、保護者から事前にご連絡ください。）

- ④ 住所、勤務先、電話番号、勤務時間が変わったとき、またいつもの連絡先にいられないとき。
- ⑤ 家庭の事情（家族構成、転居など）が変わったとき。
- ⑥ 本人が感染症にかかったとき。
- ⑦ 都合で退園される場合は、毎月20日までに退園届を提出してください。

2.3 当園のご利用に際し留意していただくこと

- ・朝食（授乳）、朝の投薬等は済ませてから預けるようにしてください。また、おしめへの排尿、便の始末も預ける前に出ている場合は、保護者の方が始末をしてください。
- ・警報等について
暴風雨（雪）警報や特別警報などが発表されたとき、又は発表中のときは臨時休園又は教育・保育時間を短縮することがあります。その場合、可能な限り電話連絡を致します。
（別紙：気象警報発令時等における発令区域内の保育園等の対応について 参照）
- ・送迎について
 - ・送迎につきましては誓約書を提出していただき、保護者の方の責任において行ってください。出入り口の門につきましては、子どもの安全のため、必ず大人の方が鍵をかけてください。なお、送迎は高校生以上の方のみとさせて頂き、高校生以上であることが確認出来ない限り引き渡し出来ません。
 - ・誓約書に名前のない方、名前のある方でも初めて来られる方がお迎えに来られる際には、事前にご連絡ください。その際、来られる方の名前と続柄をお知らせ下さい。写真付きの身分証明書で本人確認をさせて頂きます。
 - ・駐車場の混雑緩和にご協力ください。また、行事の際には車以外での来園をお願いします。
 - ・駐車場内での事故等には一切責任を負いません。
- ・毎朝の体調の確認
お子様の体調を知るために、ご家庭での検温を必ずお願いします。登園時に、不調または高熱が疑われる場合は、職員が検温を致します。登園前に、ご家庭で①機嫌の善し悪し ②食欲の有無 ③発熱の有無 ④排便の状態など、いつものお子様と様子が異なっていないか確認してください。
- ・以下の症状が有る場合は登園を控えてください。
 - 発熱時
 - ・朝から37.5℃を超えた熱とともに元気がなく機嫌が悪い
 - ・24時間以内に解熱剤を使用している
 - ・24時間以内に38℃以上の熱が出ていた
 - 下痢の時
 - ・24時間以内に2回以上の水様便がある
 - ・食事や水分を摂ると下痢がある
 - 発疹の時
 - ・今までになかった発疹があるとき
 - ・とびひ（顔等で患部を覆えないとき）
 - 嘔吐の時
 - ・24時間以内に2回以上の嘔吐がある
 - ・嘔吐に伴い、いつもより体温が高めである
 - ・食欲がなく、水分も欲しがらない
- ・感染症について
麻疹（はしか）・水痘（水ぼうそう）・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）・インフルエンザ等学校保健法で指定の感染症（別紙1参照）にかかった場合は、登園停止期間を経過してから、医師に

証明証（別紙1-1）を記入してもらい登園してください。

・土曜日等の保育について

土曜日は勤務等で保育を希望される方はお預かりします。お仕事等がお休みの方は、できるだけご家庭で休日としてお子様とふれあいをしてあげてください。

また、土曜日、お盆、年末年始（ゴールデンウィーク等を含む）は保護者の方のお仕事の都合によって、お休みする子ども、半日で降園する子ども、平常通り利用する子どもと様々です。

そのため、土曜日、お盆、年末年始（ゴールデンウィーク等を含む）は登園児童数の把握が困難な状況にあります。職員の配置や、給食材料等の発注の関係上、登園の有無を把握したいと思いません。出欠の用紙は配布しますので、土曜日保育は前月10日までに、お盆や年末年始の保育（ゴールデンウィークを含む）は、園が指定する日までに希望の方はお申しつけください。

・職員と保護者の間で、個人のSNS交流や園外での個人的交流を個人情報の観点から控えていただきますよう、お願いします。

2.4 健康診断について

(1) 健康診断・歯科健康診断

年2回嘱託医が検診を、年1回嘱託歯科医が歯科検診を行います。検診の結果については児童票（日々の成長記録）に記載します。

(2) 身長・体重測定

毎月1回身長・体重測定を行います。測定結果については児童票（日々の成長記録）及び出席ブックに記載します。

(3) 尿検査

年1回、1号子ども・2号子どもは実施します。検査の結果については児童票（日々の成長記録）に記載します。

(4) その他

お子様の健康状態や日頃の様子でご心配なことがありましたらご相談ください。

2.5 投薬について

こども園では原則として薬の使用は出来ませんが、医師の診察によりやむをえず使用しなければならない時には、別紙2の事項をよく読んで、「くすりの依頼書（別紙2-1）」にご記入のうえ申し出てください。併せて薬剤情報提供書もご提出下さい。

2.6 保護者の負担について

(1) 月額保育料

岡山市の定める額を口座引き落とし。
残額不足の無いように十分ご注意ください。

(2) 延長保育料

① 保育標準時間認定に係る延長保育料

月額4,000円 1時間400円

② 保育短時間認定に係る延長保育料

前延長（7:00～8:30） 月額4,000円 1時間400円

後延長（16:30～19:00） 月額4,000円 1時間400円

④ 支払時期・方法

月極利用：利用回数を確認後、口座引き落とし
都度利用：利用回数を確認後、口座引き落とし

(3) 一時預かり事業利用料 (一般型)

①利用料一覧

年齢	区分	保育料	給食費
1～2歳児	1日4時間以内(9時～13時まで)	1,500円/回	250円/回
	1日4時間以上8時間以内(9時～17時まで)	3,000円/回	300円/回
3～5歳児	1日4時間以内(9時～13時まで)	1,000円/回	270円/回
	1日4時間以上8時間以内(9時～17時まで)	2,000円/回	375円/回

※0歳児の一時預かりはありません。

②支払時期・方法

利用日当日に現金にて ※お釣りのないようお願いします。

(4) 実費徴収額

以下のとおり、保育に必要な実費を頂きます。

(利用乳幼児1人あたり)

項目	金額
主食費 (1号認定子ども)	月額1,800円
(2号認定子ども)	月額1,800円
副食費 (1号認定子ども)	月額4,200円
(2号認定子ども)	月額5,000円
施設助成金 (1・2・3号認定子ども)	月額 500円
スポーツ振興センター加入 (保護者負担分)	200円/年 (口座引き落としします。)
その他用品代	個別に徴収します。
行事参加費	個別に徴収します。

※やむを得ない都合により、金額等が変更となることありますので、予めご了承ください。

注) 1 年収360万円未満相当の世帯及び第3子以降の子どもについては、副食費負担なし。

年収360万円未満相当の世帯及び第3子以降の子ども算定基準は岡山市が利用者負担額を決定する際の基準と同じ基準となります。

副食費負担のない世帯には、岡山市より通知があります。

※行事等でお弁当等をお持ちいただく日がある月につきましても満額頂きます。

※集金は口座から引き落としさせていただきます。

※毎月26日(引き落とし日が土曜・日曜・祝日の場合には翌日になります)

※引き落とし銀行は、中国銀行

※引き落としができなかった場合は、園指定の口座へ30日までに振り込んで下さい。

※当園における保育中の障害については、独立行政法人日本スポーツ振興センターに全員加入をお願いしております。

※集金のお知らせ袋が配布されましたら、確認印を押して袋を返却して下さい。

○おむつ・おしり拭き・お口拭き・エプロンについて

・BABY JOB株式会社様と保護者様で契約を結んでいただき、サブスクを利用します。

基本は0・1・2歳児とし、3歳児以降は必要がある方は継続利用可能です。

・毎月の費用は、BABY JOB株式会社様より口座振替かクレジットカード決済になります。

・利用料金などについては、冊子に記載。

・こども園は発注業務、在庫管理のみを行い、その他、契約や質問についての応答などは全てBABY JOB株式会社様が行う。

27 賠償責任保険の加入状況

「保育所・認定こども園の損害補償」

身体賠償 1億円/1事故 ・ 受託・管理財物賠償(期間中) 200万
財物賠償 1000万円/1事故 ・ 人格権侵害(期間中) 1000万
事故対応特別費用(期間中) 500万
被害者対応費用 1名につき5万円限度※1事故10万円限度

28 緊急時の対応について

- (1) 保育の提供時にお子様の体調の急変その他緊急事態が生じたときは、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先に連絡をし、嘱託医又はかかりつけ医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。
- (2) 保護者と連絡が取れない場合には、お子様の身体の安全を最優先させ、当園が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承願います。

◇ 嘱託医 「8 こども園の概要」をご覧ください。

◇ 岡山市中消防署

岡山市中区今在家地先 TEL 086-275-1119

◇ 岡山中央警察署

岡山市中区浜1丁目19番39号 TEL 086-270-0110

29 非常災害時の対策

消防計画作成(変更)届出書	岡山市中消防署
防火管理者	高山 裕司
避難訓練	自然災害及び不審者を想定した避難・消火訓練を月1回実施します。
防災設備	自動火災報知機・煙感知器、誘導灯
防犯設備	学校110番(非常通報装置)・正門電気錠
避難場所	岡山市立竜之口小学校

30 虐待防止のための措置

当園は、園児に対して、暴力行為・わいせつ行為・無視・保育の放棄その他心身に有害な影響を与える行為をしないほか、園児の人権擁護・虐待防止のため責任者を設置するとともに、職員に対する研修を行っています。また、児童虐待を受けたと思われる園児を発見した場合は、速やかに岡山市こども総合相談所ほか関係機関に通告し、連携・協力して適切に対処します。

◇ 岡山市こども総合相談所(児童相談所)

岡山市北区鹿田町一丁目1番1号(岡山市保健福祉会館5階)

TEL 086-803-2525

◇ 岡山市中区福祉事務所

岡山市中区赤坂本町11番47号

TEL 086-901-1234

相談・苦情等を受け付ける他、「ご意見箱」を設置しています。

31 保育・教育内容に関するご相談・ご意見・ご要望・苦情について

- (1) 要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付担当者	副園長 安藤 優佳 ・ 主幹保育教諭 小松 陽子
相談・苦情解決責任者	園長 高山 裕司
第三者委員	野村 貴子(前監事) 連絡先 090-6843-8500
	小原 栄子(監事) 連絡先 090-7543-3217

ホームページや玄関入口に苦情相談窓口の案内を設置しています。

(2) 当園以外の相談・苦情受付窓口について

◇ 岡山市岡山っ子育成局保育・幼児教育課 指導係

岡山市北区大供一丁目1番1号

TEL 086-803-1227

◇ 岡山県運営適正化委員会（社会福祉法人岡山県社会福祉協議会）

岡山市北区南方二丁目13番1号

TEL 086-226-9400

（岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館「きらめきプラザ」3階

3.2 個人情報の取扱いに関する事項について

当園は、職員及び園長は、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児、又はその家族の情報を漏らしてはならない。

3.3 地域の子育て支援について

当園は、園庭開放を月に1回程度行います。

■園で流行しやすい感染症

病 名	登園のめやす	登園するときに必要な書類	
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過してから	証明書	
風しん（三日はしか）	発しんが消失してから		
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで		
水痘（水ぼうそう）	すべての発しんがかさぶた化してから		
咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状（発熱、充血等）が消失した後、2日を経過するまで		
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）	医師により感染の恐れがないと認められるまで。（無症状病原体保有者の場合、トイレで排泄習慣が確立している5歳児以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である）		
流行性角結膜炎（はやり目）	結膜炎の症状が消失してから		
急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで		
百日咳	特有の咳が消失するまで又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療を終了するまで		
結核	医師により感染の恐れがないと認めるまで		
髄膜炎菌性髄膜炎（侵襲性髄膜炎菌感染症）	医師により感染の恐れがないと認めるまで		
溶連菌感染症	抗菌薬内服後24～48時間経過していること		※溶連菌感染症、とびひは医師の判断による
伝染性膿痂疹（とびひ）	医師の判断による		
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過すること		× 不要だが医師の指示に従って登園
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状軽快後1日を経過すること		
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること		
ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタウイルス等）	嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること		
RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと		
伝染性紅斑（リンゴ病）	全身状態が良いこと		
突発性発しん	解熱し、機嫌が良く全身状態が良いこと		
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること		
手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること		
帯状疱疹しん	すべての発しんがかさぶた化してから		

※伝染性軟属腫（水いぼ）・アタマジラミについては、医師に相談してください。

- ・これらの病気にかかった時は、園へ連絡して下さい。証明書はホームページにもあります
- ・証明書が必要とされているものは、証明書を提出してから登園可能です。
- ・証明書が必要とされている病気以外でも、症状によって園長が提出を必要と判断した場合、提出を求める事があります。

証 明 書

竜之口わかばこども園

クラス名

氏 名

生年月日

病 名

診察の結果、 月 日から登園は可能です。

付 記

年 月 日

医療機関名

住 所

医 師 名

印

こども園とくすりについて

竜之口わかばこども園

1. お子さんのくすりは、本来は保護者の方が登園して与えていただくのですが、登園できないときはこども園の担当者が保護者に代わって与えます。
2. 医師の診察を受けるときは、お子さんがこども園に通園しているため原則として日中は、くすりの使用ができないことを伝え処方してもらってください。（できれば、朝・夕方・寝る前など）
3. 持参するくすりについて
 - ①くすりは、お子さんを診察した医師が処方し調剤したもの、あるいはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限りませす。
 - ②保護者の個人的な判断で持参したくすりは、こども園では対応できません。
 - ③座薬の使用は行いません。
 - ④くすりの服用が「熱が高いとき・咳がでるとき・発作が起こったとき」などのように症状の判断を必要とする場合は、その都度保護者の方に連絡することになりますのでご了承ください。
 - ⑤服用するくすりは、1回分に分けて持参してください。
 - ⑥くすり袋や容器には、お子さんのクラス名と名前を記入してください。
4. 「くすりの依頼書」及び「薬剤情報提供書」について
 - ①「くすりの依頼書」は園にあります。

全ての欄がきちんと入力されていないと、対応出来ませんのでご了承ください。
 - ②くすりと「くすりの依頼書」は、必ず保護者が検診当番に手渡ししてください。
 - ③併せて薬剤情報提供書もご提出下さい。

竜之口わかばこども園長 様		年 月 日		
くすりの依頼書				
保 護 者 記 入	保護者名			
	園児名	組 (歳 カ月)		
	病院名			
	処方日	月 日		
	病名 (症状)			
	上記のため、服用するよう指示されましたので飲ませてください。			
	薬の剤型	粉 (袋) ・ 顆粒 (袋) ・ シロップ (本) ・ その他 ()		
	薬の数	種類	飲ませ方	混ぜてよい ・ 混ぜない
	朝の検温	時 分	℃	
	使用時間	食前 ・ 食後 ・ その他 時		
保 育 者 記 入	年 月 日			
	確 認 書			
	保護者様	受領者		
		投与者		
	依頼された薬は上記の通り飲ませました。			
投与時の様子 (気付いたことがあれば記入)				

※全ての欄にきちんと記入されていないと対応出来ませんのでご了承ください。

※ジップロックにクラス・園児名を記入し、くすりたくすり依頼書・薬剤提供書の3点を入れて朝の検診保育教諭に手渡しで提出してください。朝の検診後は職員室に手渡しで提出してください。

※くすりの袋やくすりの容器にクラス・園児名を書いてください。

当園における保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

社会福祉法人岡山幸風会
竜之口わかばこども園
説明者 園長 高山 裕司

私は、本書面に基づいて竜之口わかばこども園の利用に当たっての重要事項を理解したうえで同意し、申出事項はありません。また、在籍期間中に園の定めるルールを遵守し利用いたします。

年 月 日

保護者住所

児童氏名

保護者氏名

児童から見た続柄